

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則の一部改正について

1. 外国株券等の保管及び振替決済に関する規則（平成 18 年 3 月 15 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
（用語） 第 2 条 （略） （ 1 ）～（ 27 ） （略） （ 28 ）共通番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 16 項に規定する法人番号をいう。 （配当等の処理） 第 72 条 （略） 2 ～ 7 （略） <u>8 配当金等の支払手続において、機構が配当金等の支払いを開始する日として指定した日から 5 年を経過してもなお受領されないときは、機構はその支払義務を免れるものとする。</u> （新株予約権等その他の権利の処理） 第 73 条 （略） （ 1 ）～（ 4 ） （略） （ 5 ） 第 1 号イ、第 2 号及び第 3 号により売却処分した代金については、前条第 1 項第 2 号イ並びに同条第 2 項から第 5 項まで及び第 7 項の規定に準じて処理する<u>ものとし、同条第 8 項の規定はその支払いについて準用する。</u> （ 6 ） （略）	（用語） 第 2 条 （略） （ 1 ）～（ 27 ） （略） （ 28 ）共通番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号をいう。 （配当等の処理） 第 72 条 （略） 2 ～ 7 （略） （新設） （新株予約権等その他の権利の処理） 第 73 条 （略） （ 1 ）～（ 4 ） （略） （ 5 ） 第 1 号イ、第 2 号及び第 3 号により売却処分した代金については、前条第 1 項第 2 号イ並びに同条第 2 項から第 5 項まで及び第 7 項の規定に準じて処理する。 （ 6 ） （略）

2 . 附 則

- 1 この改正規定は、令和 12 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 72 条第 8 項（第 73 条第 5 号において準用する場合を含む。）の規定は、この改正規定施行の日より前の日を支払いを開始する日として指定した配当金等（同号において準用する場合にあっては、同条第 1 号イ、第 2 号及び第 3 号により売却処分した代金）についても適用する。

以 上